慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

| | |
|---|---|
| Title | 藤原淳一郎君学位請求論文審査報告 |
| Sub Title | |
| Author | |
| Publisher | 慶應義塾大学法学研究会 |
| Publication year | 1990 |
| Jtitle | 法學研究 : 法律・ 政治・ 社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.63, No.7 (1990. 7) ,p.132- 137 |
| JaLC DOI | |
| Abstract | |
| Notes | 特別記事 |
| Genre | Journal Article |
| URL | https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19900728-0132 |

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

も多くの頁数を割り当てている。

本論文の、水文学的循環過程を前提とし、最終的には現在の新しい問題に挑戦する等の学究的態度は、賞讃に値する。またこのような大作のなかの各部分が、要領よくかつ均衡を保って著述されている。これは、後進が水法を研究するにあたり、非常に便利である。

芮君は、非常な根気と努力を必要とする作業をなしとげた。日本法に対する理解認識も、極めて僅かな例外を除き正当である。この論文は日韓両国の水法に興味をもつ人たちに有益である。そしてこの論文は、韓国公法学の発達のため寄与するところが大であると確信する。

右により、われわれ審査員は、全員一致、芮鍾徳君に法学博士（慶應義塾大学）の学位を授与するのが適当と判断した。

一九九〇年一月十九日

論文審査担当

主査　慶應義塾大学法学部教授　金子　芳雄

副査　慶應義塾大学法学部教授　法学博士　向井　健

副査　慶應義塾大学法学部教授　法学博士　木村弘之亮

# 藤原淳一郎君学位請求論文審査報告

藤原淳一郎君が学位請求論文として提出した著書「十九世紀米国における電気事業規制の展開」の内容構成は、左記のとおりである。

第一章　序　言
第二章　十九世紀の電気事業
第三章　事業規制の理論モデル
第一節　州の事業規制
第二節　都市の事業規制
第四章　十九世紀の電気事業規制
第一節　会社の設立
第二節　道路使用
第三節　料金等への規制
第四節　自治体営の電気事業
第五節　ガス・電気委員会――マサチューセッツ州
第五章　結　語

藤原淳一郎君は、一九七七年に「日本におけるエネルギー法

学の現状」と題する論文を「法学研究」（五〇巻一二号）に掲載して以来、同君の研究の中心は、エネルギー法に向けられた。エネルギー法といっても、従来の日本にエネルギー法と呼ばれる法分野があったわけではない。また現在の日本においても、自己の専攻の中心をエネルギー法においている学究は、極めて少ない。この故に、同君は、エネルギー法の開拓者であるとともに、同分野の研究に従事している学究、実務家に対し指導的役割を果している。

藤原君の提出した著書は、一九七七年来、「法学研究」は勿論、「エネルギーフォーラム」「公益事業研究」「経済法学会年報」等に発表した論文を前提とし、一九八五年に米国コーネル・ロー・スクールに留学のおり書き上げた論文が中心となっている。このため、非常に多くの、しかも日本において読むことが、必ずしも容易でない文献・資料・判例等が引用されており、この意味でも貴重な研究である。

第一章　序言　ここでは、この論稿作成の基礎をなす藤原君の問題意識が、明確に述べられている。わが国において電気事業、特に配電部門において九電力株式会社による「自然独占」が成立している。これら九電力会社を、さらに細分ないし再配分するということは、近い将来においておこらないであろう。

しかし科学技術の発展は、従来の電力会社による火力・水力・原子力発電の外に、屋根瓦式太陽光発電、燃料電池、コ・ジェネレーション（熱併給発電）などの、いわゆる（自家発）分散型電源による発電技術の開発普及をもたらした。この（自家発）分散型電源と電気事業者との相互関係は、現行法の解釈問題だけではなく、法制度論にまで及ぶような問題を生ぜしめた。

なお先進諸国においても同様な問題があり、種々の法制面での対応がみられる。

このような状況下において、藤原君は、米国の公益事業規制法（PURPA、一九七八年の連邦法）の制定過程に興味を持つ一方で、「十九世紀の米国で、電気事業が開始された頃に、自由放任の下で、自由競争で事業が行われたのかどうか、仮に、いわゆる地域独占を認める政策がとられたとすれば、何時頃、どのような形によるものかという、言わば『地域独占』ないし『自然独占』のルーツに、興味を抱いたのである。ルーツを探ることは、現在の問題解決に、直接の解答を与えるものでないとしても、現時点の法制そのものを、より正確に認識しうる手掛りを与えて呉れると、考えたのである」と。これが、この研究の動機である。

第二章　十九世紀の電気事業　においては、十九世紀末の各州各都市における電気事業の開始時の状況が、略述されている。この章については、特に論評する必要がないと思われる。

第三章　事業規制の理論モデル　この章においては、電気事業規制の方式として、㈠電柱設置等に対する道路使用許可権をとおしておこなう、州・都市自治体の電気事業に対する規制、㈡電気事業の開始を、州・都市自治体の承認事項とする規制を想定する。そしてこの二つの規制の手法が、どのような法理論として組み立てられうるものかを、一般理論として展開する。これらの点をやや具体的に述べると、州はその主権に基づいて、もしくはポリス・パワーの行使として、私人（個人又は会社）に、コモン・ローで認めていない特権を付与することができる（フランチャイズ）。州の会社に対するフランチャイズは、チャーターの形で与えられ、これにより会社は法人格を取得する。そして会社は、右のごとく特権を与えられるから、その見返りとして、企業の提供するサービスの料金について、州の規制をうけることが考えられる。

都市自治体の場合は、州の権限の委任に基づいて、都市自治体が道路管理権を取得し、そして都市は、公益事業に対し道路の特別使用をみとめるという意味で、会社に、副次的もしくは特別フランチャイズを与える。つぎに、この副次的フランチャイズに料金規制をドッキングさせうるかは、必ずしも単純な問題ではないとして、思考可能な説を分説する。

要するに、この章は、次章において多くの判例を取りあげるための筋道を整備したものといいえよう。

第四章　十九世紀の電気事業規制　この章は、本書の中心的部分である。会社設立について各州の状況を概観したのち、道路使用をめぐる問題を詳細に展開する。

まず道路使用についてのフランチャイズの排他性の有無について、電力会社関係十一件、ガス会社関係二件の判決につき、〔事実の概要〕と〔判旨〕が述べられ、しかる後、これらに関する各州の実定法を検討している。米国は判例法の国であるが、各時代における新しい現象を取扱わなければならない行政分野においては、制定法も極めて重要な役割りを果たす。したがって藤原君が、労をいとわず判例、制定法の両面にわたって詳しい検討を加えたことは、正しい態度というべきであろう。

つぎに、電気事業が、電信会社、電話会社との間で道路使用をめぐり争いの生じた場合、および先発のガス灯会社との間で、照明市場をめぐり紛争の生じた場合の代表的判例九件について〔事実の概要〕〔判旨〕を述べる。

ガス灯会社と電灯会社との紛争については、ガス灯会社の（排他的）フランチャイズは、ガス灯事業に関するもので、電灯事業に及ぶものでないという趣旨が、支配的見解のようである。これに対し電信・電話会社と電灯会社との紛争については、見解が対立しているので、諸見解を明らかにするが、「先行占有者にまず優先権を」という考え方と、「電信事業に、まず優先権を」という考え方に要約でき、電信事業が電灯事業より重要事業と考えられていたことは興味をおぼえる。

このほか、道路に面する土地所有者、あるいは道路使用を妨げられたとする地域住民と電灯電力会社との紛争、都市の道路管理権をめぐる紛争(例　市による電柱移転要求等)、さらには、電線地中化等について記述している。この電線地中化は、わが国では比較的最近とりあげられた問題であるが、米国では十九世紀末に争われている。

料金等への規制として、㈠供給義務・料金に関する判例、㈡実定法上の料金等規制、を検討するが、州憲法ないし州法において料金規制に関する規定を設けた例が、鉄道・ガス等にはあるが電気にはみあたらない。また、州法で料金規制権限を都市に授権し、料金を決定することを認めた例がある。一方、判例上、州もしくは都市の料金規制が、ストレートに争われた事例は存在しないという。

第四章の最後に、マサチューセッツ州のガス・電気事業委員会がとりあげられている。米国のこの種行政委員会は、米国行政分野で独特の発達をとげたといいえよう。十九世紀においては、多くの州が鉄道委員会を設置した。また現在五〇州とコロンビア特別区に公益事業委員会が設けられ、その権限の一として電気事業の規制がある。しかし十九世紀に電気事業の規制をおこなうのは、マサチューセッツ州のガス・電気委員会が唯一の例であった由である。このため同委員会は、十九世紀末から二十世紀への橋渡し的意味もあり、委員会の構成、活躍状況等について、同委員会の決定もしくは命令を多数引用し乍ら、解説している。

第五章　結語において、各章がサマライズされている。

以上、若干のコメントを加えながら、本書の概要を述べた。

本研究の当初の目的は、州立法者、都市行政当局、裁判所、州ガス・電気委員会により個別的になされた判断を集積し、帰納法的に、一般的命題（もしくは判例の傾向といったもの）を樹立しようとするにあった。

しかしこれら見解がきわめて多岐にわたるので、若しこれを強引に集約すれば、そこに集約するものの主観的操作が加わり、誤った歴史理解を導くおそれがあることに気付いた。このため「判例ならびに委員会決定の内容そのものを、かなり詳細に収録することによって、判例・決定自らにより、当時の生々しい歴史的事実を語らせることにも、異国の、しかも百年前の事柄をテーマにする際には、意義があるものではないかと考えた」。

本書には、約八十件の判決の〔事実の概要〕と〔判旨〕、約五十件の州ガス・電気委員会の決定等が掲載されている。なにわともかく、これらをひととおり読むだけでも大変な作業である。本書読者にかわり、藤原君は、非常に多くの時間、たゆまざる努力をつゞけ、この作業を完成した。われわれは、本書により概要なり、流れを把握し、その後必要に応じオリジナルな資料にあたればよいという、研究時間の省略、したがって新し

い問題の検討時間を多く獲得することができた。この点エネルギー法学会に寄与するところ、極めて大であるといいうる。ただ本書読者の立場にたって、いささか希望を述べれば、本書は五章二二六頁からなっているが、そのうち第四章に、実に一九三頁がついやされている。この辺を一工夫すると、われわれが目次を見ることにより、速かに、かつ的確に読みたい箇所を発見できるのではないか。また判例・命令の類においても、非常に多くの貴重な例が記載され、かつ、これらがある程度〔結語〕部分等に要約されているとはいえ、本書通読後のある日、再びこれらの一部を引用するさい不便である。巻末に索引その他により読者の便宜をはかる工夫があってもよかったのではないか（この作業は、補助員を使うことによってもできる）。本書は、わが国における学究のみならず実務家にとっても、大変有用な書である故、本書の学問的本質には関係のないことであるが、敢えて附言した。

つぎに本書は、理論モデルをまず掲げ、これに関する検証という形式で判例等を検討する。多岐にわたる判例等を交通整理し、争点等を抽出するため、手がたい方法と評価しうる。

また本書は、できうれば一般的命題ないし判例傾向が、あるいは発見できるのでは……、という期待をもって執筆されたようである。しかし世にいう判例傾向とかいうものの多くは、同性質の判例カードを机上にならべ、そこより帰納的に一つの流れを見出すというものでない。多くの判決を同価値のものとして羅列し、判例傾向を発見できるのは、僥倖に近い場合である。日本流にいえば、有力な最高裁判決あるいは有名裁判官による下級審判決があり、これに追随する形で多くの判決がでる。したがって判例傾向ができあがるには、右のリーディング・ケースになりそうな判決がなければならない。学会において、通説・多数説は果して客観的に、通説・多数説であるか。有力者による少数のいわば有力説が、真の姿でないか、とさえいわれるのに似ている。このようなことを考えるとき、判例傾向の探索をやめ、多くの判例等をそのままの形で読者に提供しようとした態度は、正しいものと判断される。

本書は、二二〇頁余からなり、分量的には大作といえない。しかしその内容は、極めて集約されたエッセンスの連続であり、大変な労作といえる。確実な実証にもとづいた慎重な手がたいこの研究は、学究としての藤原君の人柄をよく示すものと思われる。

既にエネルギー法学会において主要な地位を占める藤原君のこの業績は、エネルギー法に興味をもつ学究を刺戟し、また関連実務家の調査研究に役立つ、さらに行政法関連の特別法の一とし、公法学界に寄与するところ大である。

これらを綜合し、審査員は一致して、藤原淳一郎君に、法学博士（慶應義塾大学）の学位を授与することが適当と判断した。

一九九〇年二月二十一日

論文審査担当

主査　慶應義塾大学法学部教授　金子　芳雄
副査　慶應義塾大学法学部名誉教授　田口　精一
副査　慶應義塾大学法学部教授　金子　晃

# 宮島　司君学位請求論文審査報告

宮島司君の学位請求論文は、平成元年七月に株式会社弘文堂から出版された著書「企業結合法の論理」（本文三五四頁―以下本書という―）である。

本書は、宮島君が、この一〇年の間に研究者としての青春のすべてを打ちこんできた企業結合の法理に関する研究成果をまとめたものである。

本書は、総論と各論と附論との三部から成り立っており、総論は、結合企業とそれをめぐる利害関係人との間の法律関係の解明を中心にすえて、企業結合法の基本法理を正面から考究する目的で書かれた論稿で構成されている。

その構成は次の通りである。

序章　企業結合立法の論理と課題
第一章　フランスにおける“Groupes de Sociétés”法案の形成
第二章　フランスにおける企業結合法の進展
第三章　フランス・西独・EC法における外部株主保護
第四章　外部株主保護の法理
第五章　会社債権者保護の法理